

令和8年度スタートアップ成長支援業務委託仕様書（案）

本仕様書は、岡山市（以下「委託者」という。）が発注するスタートアップ成長支援業務委託（以下「本業務」という。）を受注するもの（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8年度スタートアップ成長支援業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 本業務実施の経緯と目的

本市では令和元年8月にスタートアップ支援拠点「ももたろう・スタートアップカフェ」（以下、「ももスタ」という。）を設置し、岡山市内の経済成長の担い手として期待されるスタートアップの創出・成長を目的にスタートアップの支援に取り組んできた。

また、令和7年6月には内閣府により第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市（NEXTグローバル拠点都市）（4文言の定義（4）参照）に愛媛県と共同で採択された。

これまでの支援事業実施により一定の効果があつたものと認識しているが、事業実施の中で、更なるスタートアップの成長支援の強化、資金調達環境の整備やシナジー効果のある連携先の開拓等の課題が見えてきた。

本業務では前述の課題解決に繋がるももスタの支援策を強化・拡充にあたり、受託者の知見やノウハウを活用し、個別事業成長支援プログラムを実施することで市内を中心としたスタートアップの創出・成長を図るものである。

4 文言の定義

（1）スタートアップ

本業務にいう「スタートアップ」とはイノベーションを伴ったビジネスプランにより新たな市場を開拓し、社会に新しい価値を提供することによって事業の価値を短期間で飛躍的に高め急成長し、IPOやM&Aを目指す企業や組織を指す。なお、急成長を目指す企業のみならず、社会的・環境的課題の解決や新たなビジョンの実現と、持続的な経済成長をともに目指すインパクトスタートアップも含む。

（2）事業会社

本業務にいう「事業会社」とは、CVC（事業会社が自社の戦略目的のために投資を行うベンチャーキャピタル）または、CVCに準ずる部署を持つ会社を指す。

（3）ももスタ

岡山市を含む官民連携組織により運営されているスタートアップ支援拠点。

岡山市北区駅前町一丁目8番18号 ICOT NICOT2階

TSUTAYA岡山駅前 内 コワーキングスペース「Wonder Wall」



(4) スタートアップ・エコシステム拠点都市 (NEXTグローバル拠点都市)

スタートアップの成長を加速させるため、各拠点都市が有する強みを活かしてグローバルに接続したエコシステムを形成することを目的に、地方自治体や大学、民間組織等が連携した計画主体を内閣府が選定。13都市が選定されている。

5 履行場所

ももスタ

(※ももスタの使用に係る会場使用料については原則委託者の負担とする。)

6 本業務の詳細

(1) 個別事業成長支援プログラム (以下、「プログラム」という。) の実施

「3 本業務実施の経緯と目的」を踏まえ、受託者は受託年度の8月から令和9年2月までの期間中に、以下のアとイそれぞれの項目を充たす各1期以上のプログラム (1期あたり5回以上の連続講座) を具体的な方法を工夫して提案すること。なお、期間を変更する必要がある場合は、委託者と協議し、承諾を得ること。

なお、ア、イのプログラムについては連続して実施する等支援効果を高めるための工夫を凝らすこと。

プログラムの具体的な内容や実施時期、募集定員や対象、講師、プログラム内容の選定、参加者の選定等については、委託者と都度協議の上決定すること。

なお、各プログラムの参加者はア10名以上、イ5名以上を想定しているが、事業効果等を踏まえ、委託者と受託者は協議の上、定員を決定するものとする。

なお、プログラムの参加者募集は受託者が行い、その募集につき、SNS・チラシ・ポスター等を作成する等工夫し広報すること。また、受託者はプログラムの参加者から参加費を徴収しないこと。

ア 起業間もないスタートアップを対象にしたプログラムの実施

成長が見込め、意欲の高いスタートアップや起業希望者に対して、短期集中的に伴走支援を行うことでビジネスプランのブラッシュアップを行い、事業成長を促進させるプログラムを実施すること。

- ・参加者は検証可能なサービス、又はプロダクト等（以下「サービス等」という。）保有していることを前提とすること。
- ・サービス等で解決しようとする課題の検証・サービス等の効果検証等により、参加者が保有するサービス等のPMF（プロダクトマーケットフィット）向上につながるプログラムを設計すること。
- ・講師として実際の起業家を必要に応じて招聘する等により、実務的な講話、対話を通じて起業家目線でのビジネスのブラッシュアップが図れるプログラムとするよう工夫を凝らすこと。なお、講師の選定に当たっては委託者と事前に協議すること。
- ・プログラム期間中、連続講座とは別に参加者の希望に応じて随時相談内容に応じたメンターによるメンタリング（参加者1名あたり5回以上のメンタリング）に対応すること。
- ・プログラムの中でデモデイを開催し、ベンチャーキャピタリスト（以下、「VC」という。）等の専門家によるアドバイスを受けられるよう工夫すること。

イ シード期以降のスタートアップを対象としたプログラムの実施

事業成長のためエクイティ等での資金調達や事業会社との協業を目指すスタートアップを対象として、短期集中的に伴走支援を行うことでビジネスプランのブラッシュアップを行い、成長を促進させるプログラムを実施すること。

- ・これからVC等からの資金調達や事業会社との協業を目指しているシード期以降のスタートアップを対象とし、エクイティ等での資金調達や事業会社との協業を目指すために必要な支援を行うプログラムとすること。
- ・受講することで参加者が資本政策や事業会社との協業にあたっての基礎的な内容や注意すべき点等を習得できるプログラムとすること。
- ・プログラム期間中、連続講座とは別に参加者の適正に応じた主担当メンターを配置し、連続講座とは別にメンタリング（参加者1名あたり5回以上のメンタリング）に対応すること。
- ・講師としてシード期を投資対象としたVC等やスタートアップとの協業を希望する事業会社等を招聘し、VCや事業会社の目線も踏まえたビジネスのブラッシュアップが図れるプログラムとするよう工夫を凝らすこと。講師の選定に当たっては委託者と事前に協議すること。
- ・5回以上の連続講座の内、2回以上は重点的にメンタリングを行う回を設定すること。なお、当該回については、各回ともVCや事業会社担当者から構成される5人程度（主担当メンターを含む）のメンターを配置し、メンタリングを実施すること。受講者は現地参加（オフライン）を基本とする。メンター側については、一部オンラインも可とするが、現地参加のメンターがメンタリング各回において、過半数以上となるよう、深くコミットできるメンターを招集すること。
- ・プログラムの中でデモデイを開催し、VCや事業会社担当者等を招聘して、VCや事業会社担当者等と参加者がネットワークの構築が図れるように工夫すること。

(2) (1) を実現するため安定的・継続的な運営管理

ア 本業務の責任者の設置

受託者は、契約締結後、本業務の責任者を定め、これを設置すること。その際、氏名、連絡先、経歴及び業務経験を委託者に報告すること。

イ 委託者との緊密な連携

受託者は、委託契約の締結後速やかに委託者と協議の上、受託年度中の支援計画を策定すること。

(ア) 受託者は、委託者と密な連絡体制を構築し、本業務を行うこと。受託者は定期的に委託者に報告・連絡・相談を行い、本業務を円滑に進めること。

(イ) 受託者は、緊急の事態が発生した場合は、即座に委託者に連絡を行い、その指示に従うこと。

7 受託者の責務

(1) 本業務は、スタートアップの創出・成長により岡山市内の産業の活性化と雇用の促進を図るため実施するものであり、受託者は、この趣旨を十分認識し、本業務を運営遂行すること。

また、受託者は本業務の履行にあたり、不正な行為をするなど、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。

(2) 受託者は本業務にあたり、各種法令等を遵守すること。

(3) 受託者は、本業務を行うために提供された拠点又は備品を本業務以外の目的で使用してはならない。

(4) 受託者は、本業務の適正な遂行及び事業効果の向上を図るため、委託者が実施するスタートアップ及びイノベーションに関する他の業務の受託者及びその他支援機関等との連携を密に図り、必要に応じて情報共有及び情報交換を行うとともに、集客・周知に関して相互に協力すること。

8 本業務遂行に係る受託者の負担等について

(1) 「6 本業務の詳細」に記載した本業務に係る人的、物的費用は全て受託者の負担とする。

(2) 本業務に起因する苦情、トラブルへの対応は原則として受託者の責任において行うこと。

9 秘密の保持

(1) 受託者は、本業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。契約終了後においても、同様の義務を負う。ただし、秘密・個人情報に当たらない情報について、「7 受託者の責務(4)」の項目を達成する目的において、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできるものとする。

(2) 受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。なお、契約終了後においても同様とする。

(3) 受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、取得した個人情報の取扱に最大限の注意を払うこと。

(4) 受託者は、本業務を実施する上で知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づく、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、適切な管理を行うこと。

1 0 成果品の帰属、著作権等について

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

- (1) 本業務で作成したすべての作成物の権利は委託者に帰属するものとし、委託者の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の範囲内で制作した成果物、備品、広報媒体等が著作権法昭和45年法律第48号第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」とする）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む）を、業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、本業務において制作した成果物、備品、広報媒体等が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権 公表権、氏名表示権、同一性保持権 を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、本業務で制作する成果物、備品、広報媒体等に第三者が権利を保有する素材映像、絵画、マンガ、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 本業務の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

1 1 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

1 2 業務報告及び支払

- (1) 受託者は、本業務終了後すみやかに、委託者の担当者と協議の上で、履行状況をまとめた最終業務報告書を書面で1部および電子媒体（容易に読み取り・複写できるよう「Microsoft Office Professional Plus 2019」で利用可能な保存形式等）で委託者に提出すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。

最終業務報告書には、本業務の成果（プログラム参加起業家数、ビジネスマッチングの事例、VC等とのマッチング事例等）を掲載するなど、事業効果の検証につながる内容とするよう工夫すること。

- (2) 支払は3回の分割払いとし、令和8年9月末日、令和8年12月末日、令和9年3月末日を締日として、受託者からの請求により支払う。支払う金額は契約金額を3で除した金額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、令和9年3月末日締分に端数分を加え支払うものとする。

1.3 本業務上の条件

- (1) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (2) 岡山市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

1.4 再委託

- (1) 受託者は、本業務の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分（本業務における総合的な企画及び判断並びに遂行管理）を一括して第三者に委託することができない。
- (2) 受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務を再委託するにあたっては、当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、予め届出等を行い、委託者の承認を得ること。
- (3) 上記(2)の書面には、以下の事項を記載すること。
 - ア 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - イ 再委託先で行う作業の内容及び範囲
 - ウ 再委託を行う理由
 - エ 再委託先の選定理由
 - オ 再委託先に対する管理方法
- (4) 再受託者へのデータ受渡等が発生する場合、セキュリティに配慮した手法によるものとし、「(3)オ 再委託先に対する管理方法」の中でその手法を明記したうえで、委託者の承認を得ること。
- (5) 受託者は、再受託者の本業務の統括及び個人情報セキュリティの確保についてもその責任を負うものとする。

1.5 その他

- (1) プログラムの実施に疑義がある場合は両者協議の上、実施方法、募集定員、開催の可否について決定する。
- (2) 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。

- (3) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。
- (4) 業務内容等は、企画提案書を仕様の一部として実行すること。